

北海道公立大学法人札幌医科大学全学自己点検・評価実施規程(令和6年3月27日規程第32号)
(趣旨)

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証規則(令和6年規程第31号)第9条の規定に基づき、全学の自己点検・評価の実施について必要な事項を定める。

(全学自己点検・評価の種類及び実施体制)

第2条 全学の自己点検・評価の種類は、次のとおりとし、第1号にあつては内部質保証推進委員会(以下「推進委員会」という。)法人評価部会が、第2号及び第3号にあつては推進委員会認証評価部会が実施する。

- (1) 中期目標・中期計画に係る自己点検・評価
- (2) 教育研究等に係る自己点検・評価
- (3) 機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価

(実施時期)

第3条 前条各号の自己点検・評価は、第1号及び第2号にあつては毎年度、第3号にあつては、機関別認証評価の受審時期に併せ、原則7年ごとに実施する。

(評価項目等)

第4条 第2条各号の自己点検・評価の項目及び基準等については、それぞれ別に定める。

(実施方法等)

第5条 第2条各号の自己点検・評価は、前条に規定する評価項目に沿って、別に定める実施細則により実施する。

- 2 前項の実施にあつては、今後の改善・向上に資する事項等の抽出、改善策の検討・策定に取り組むものとする。

(評価結果の報告)

第6条 第2条各号の自己点検・評価においては、それぞれの自己点検・評価結果を推進委員会に報告する。

(評価結果を踏まえた改善の取組)

第7条 理事長(学長)は、第2条各号の自己点検・評価結果に関し、推進委員会及び必要に応じて役員会、経営審議会又は教育研究評議会の議を経て決定し、今後の改善・向上に資する事項を踏まえ、必要な措置を各部局等に指示する。

- 2 各部局等は、前項に基づき対応措置を行い、必要に応じて進捗状況を推進委員会に報告する。
- 3 推進委員会は、前項の規定により報告された進捗状況を確認する。
- 4 理事長(学長)は、進捗状況についてさらに改善等が必要な場合は、その具体的方法を推進委員会の議を経て決定する。

(評価結果の公表)

第8条 自己点検・評価結果はホームページ等により広く公表する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、全学の自己点検・評価の実施に関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。